

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県営交通事業駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	交 通 局
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	危 機 管 理 課
・家畜精液取扱手数料の徴収事務の委託(2件)	畜 産 課
・道路の区域変更(3件)	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(2件)	〃
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	危 機 管 理 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	〃
◎ 人事委員会公告	
・長崎県職員採用試験(大学卒業程度:行政B・農業B・土木B)の実施	人事委員会事務局

## 規 則

長崎県営交通事業駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第3号

長崎県営交通事業駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県営交通事業駐車場条例施行規則(平成7年長崎県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第2 長崎県営万屋町駐車場(第4条関係)			別表第2 長崎県営万屋町駐車場(第4条関係)		
駐車時間帯	使用料		駐車時間帯	使用料	
	右記以外の日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)		右記以外の日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

		に規定する休日			に規定する休日
午前10時から 午後10時まで	30分ごとに150円	30分ごとに200円	午前8時から 午前12時まで	30分ごとに100円	30分ごとに100円
午後10時から 午前10時まで	60分ごとに100円	60分ごとに100円	午前12時から 午後5時まで	20分ごとに100円	15分ごとに100円
午後10時から 午前10時まで	最大 12時間 1,000円		午後5時から 午後8時まで	30分ごとに100円	30分ごとに100円
			午後8時から 午前8時まで	90分ごとに100円	90分ごとに100円

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第64号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

業務番号 3危管第184号

業務名 統合原子力防災ネットワーク機器保守業務

(1) 保守対象機器の名称及び数量

- ア TV会議制御装置（A） 1台
- イ TV会議制御装置（A´） 2台
- ウ TV会議制御装置（B） 5台
- エ TV会議操作端末 1台
- オ IP交換機（冗長化構成） 1式
- カ IP電話機 11台
- キ IP-FAX 7台
- ク ルータ装置 9台
- ケ 給電対応L2スイッチ 9台
- コ 中継HUB 1台
- サ 専用ノートパソコン 7式
- シ 高性能無停電電源装置 9台
- ス 衛星ルータ 1台
- セ LAN回線切替器（地上回線／衛星回線） 1台
- ソ その他設置に必要な機器

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが

明らかである者

- (5) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

### 3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

#### (2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

### 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の時期

この告示の日から、令和4年2月24日（木）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

#### (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

#### 【注】上記「エ」「オ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

#### カ 印鑑届（様式第3号）

#### キ 口座振替申込書（様式第4号）

ク 平成29年4月1日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式）

ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※ ク及びケの書類を除き提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

※ 「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書、印鑑届及び類似した業務の実績を証明する書類を提出すること。なお、申請書に記載する提出書類については「資格審査結果通知書」（写）の提出により代えることができる。

#### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記

し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国語貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県危機管理課

(電話) 095-895-2142 (直通)

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(5)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

1 委託年月日

令和3年4月1日

2 受託者の所在地及び名称

(1) 長崎市興善町6-7

長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 山川 重幸

(2) 諫早市栗面町174番地1

長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎

(3) 島原市萩原2丁目5192番地1

島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治

(4) 佐世保市吉井町立石12-1

ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀

(5) 五島市籠淵町2450-1

ごとう農業協同組合 代表理事組合長 家永 嘉弘

(6) 壱岐市郷ノ浦町東触560

壱岐市農業協同組合 代表理事組合長 川崎 裕司

(7) 対馬市厳原町中村606-19

対馬農業協同組合 代表理事組合長 縫田 和己

(8) 雲仙市瑞穂町古部甲2087-1

長崎県酪農業協同組合連合会 代表理事会長 中村 隆馬

3 委託事務

長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）別表26に規定する家畜精液取扱手数料の徴収事務

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第66号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年9月28日
- 2 受託者の所在地及び名称  
長崎市銭座町3番3号  
一般社団法人長崎県畜産協会 会長 家永 嘉弘
- 3 委託事務  
長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）別表26に規定する家畜精液取扱手数料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年9月28日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 長崎多良見線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町野川内630番1地先から 諫早市多良見町野川内631番1地先まで	前	12.1~19.3	18.0	
	後	12.9~20.1	18.0	

**長崎県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 神ノ浦港長浦線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市琴海戸根原町河内山2144番24地先から 長崎市琴海戸根原町河内山2144番20地先まで	前	3.9~13.5	23.5	
	後	4.6~13.5	23.5	

**長崎県告示第69号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 神ノ浦港長浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市琴海戸根原町河内山2144番20地先から 長崎市琴海戸根原町河内山2144番20地先まで	前	14.8~16.2	11.6	
	後	29.3~33.0	11.6	

**長崎県告示第70号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 渡良浦初瀬線	壱岐市郷ノ浦町坪触字川ノ上2294番1地先から 壱岐市郷ノ浦町坪触字川ノ上2339番1地先まで	令和4年2月8日

**長崎県告示第71号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎多良見線	諫早市多良見町野川内630番1地先から 諫早市多良見町野川内631番1地先まで	令和4年2月8日

**公 告****一般競争入札の実施（公告）**

統合原子力防災ネットワーク機器保守業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項  
業務番号 3 危管第184号

## 業務名 統合原子力防災ネットワーク機器保守業務

## (1) 保守対象機器の名称及び数量

ア	TV会議制御装置 (A)	1台
イ	TV会議制御装置 (A')	2台
ウ	TV会議制御装置 (B)	5台
エ	TV会議操作端末	1台
オ	IP交換機 (冗長化構成)	1式
カ	IP電話機	11台
キ	IP-FAX	7台
ク	ルータ装置	9台
ケ	給電対応L2スイッチ	9台
コ	中継HUB	1台
サ	専用ノートパソコン	7式
シ	高性能無停電電源装置	9台
ス	衛星ルータ	1台
セ	LAN回線切替器 (地上回線/衛星回線)	1台
ソ	その他設置に必要な機器	

## (2) 業務の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## (5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 統合原子力防災ネットワーク機器保守業務に関する令和4年2月8日付けの長崎県告示第64号に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県危機管理課

(電話) 095-895-2142 (直通)

(提出期限) 令和4年2月24日

## 4 入札参加条件

(1) 2の入札参加資格を有していること。

- (2) 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
(名称) 長崎県危機管理課  
(電話) 095-895-2142 (直通)
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
(期間) この公告の日から令和4年2月24日(木)までの間(県の休日を除く。)  
(場所) 5の部局で配布するとともに長崎県公式ホームページから入手することもできる。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等  
(提出場所) 長崎県危機管理課(原子力・特殊災害対策班)  
(受領期限) 令和4年3月23日(水)午後5時  
(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと)で行うこと。
- 10 開札の日時及び場所  
(日時) 令和4年3月24日(木)午後2時  
(場所) 長崎県庁 行政棟5階 501会議室(長崎市尾上町3番1号)  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合は入札保証金の納付が免除される。
- (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理

人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE ON MAINTENANCE:

Please see attached information

(2) PERIOD OF MAINTENANCE:

April 1, 2022 through March 31, 2027

(3) PLACE OF DELIVERY:

Please see attached information

(4) TIME-LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDER:

5:00pm, March 23, 2022

(5) POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION:

Crisis Management Division,

Nagasaki Prefectural Government,

3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,

Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN

TEL 095-895-2142

#### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

させば五番街

長崎県佐世保市新港町2番7 他

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社中村商事 代表取締役 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町6番地1

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ディーエイチシー 代表取締役 高橋 芳枝

東京都港区南麻布2丁目7番1号

外 49店

(変更後) ゴディバジャパン株式会社 代表取締役社長 ジェローム・シュシャン

東京都港区六本木3-2-132F

外 49店

## (4) 変更の年月日

令和3年3月21日 外

## 2 届出年月日

令和4年1月17日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市川内町1006番地

福海 光広

長崎県平戸市古江町727番地

小田 友文

## (2) 加入区

中野加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

中野漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

## (2) 縦覧場所

長崎県平戸市川内町1029番地の3

中野漁業協同組合

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、国営吉井土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 口 善 一	佐世保市吉井町吉元368番地	山 口 善 一	佐世保市吉井町草ノ尾473番地
末 永 広 幸	佐世保市吉井町板樋537番地	山 口 正 昭	佐世保市吉井町板樋519番地
中 川 正 徳	佐世保市吉井町橋口97番地	中 川 正 徳	佐世保市吉井町橋口97番地
馬 場 彰	佐世保市吉井町吉元517番地 3	馬 場 彰	佐世保市吉井町吉元517番地 3
松 永 英 司	佐世保市吉井町下原77番地	松 永 英 司	佐世保市吉井町下原77番地
吉 田 哲 男	佐世保市吉井町上吉田878番地 1	吉 田 司	佐世保市吉井町上吉田312番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 浦 登	佐世保市吉井町福井1562番地	山 浦 登	佐世保市吉井町福井1562番地
鴨 川 正 二	佐世保市吉井町吉元399番地	鴨 川 正 二	佐世保市吉井町吉元399番地
鴨 川 康 博	佐世保市吉井町吉元221番地		

## 交 通 局 公 告

### 一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年2月8日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量  
軽油1,367キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) 当該軽油を確実に納入できない者

- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のカのみを審査する。
- (3) 審査事項
- 審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
- （ア）売上高当期利益率
- （イ）固定長期適合率
- （ウ）流動比率
- カ 当該軽油を確実に納入しうること（様式第4号から様式第8号まで）。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
- この告示の日から令和4年3月18日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
- 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
- ア 申請者のうち、県資格を取得している者
- 申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- （ア）誓約書
- （イ）委任状
- （ウ）印鑑届（様式第3号）
- （エ）当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- （オ）直近の決算書の写し
- （カ）県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
- 申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- （ア）誓約書
- （イ）財務関係明細書
- （ウ）営業概要書
- （エ）委任状
- （オ）法人にあつては登記簿謄本
- （カ）個人にあつては次のa及びb
- a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (イ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
- (ロ) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- (ハ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- (ニ) 印鑑届（様式第3号）
- (ホ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- (ヘ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
- （電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
- この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和4年2月8日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品名及び数量
- 軽油1,367キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
- 入札説明書による
- (3) 納入期間
- 令和4年4月1日から令和4年6月30日まで
- (4) 納入場所
- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
- イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
- (5) 一連の調達契約に関する事項
- ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油1,524キロリットル令和4年6月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
令和4年2月8日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和4年2月8日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示(令和4年2月8日付け長崎県公報第11093号搭載)に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-0043長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)

(電話) 095-822-5141

(提出期限) 令和4年3月18日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒850-0043長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)

(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) 令和4年2月8日から令和4年3月18日(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)

(受領期限) 令和4年3月25日午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階第2研修室

(日時) 令和4年3月28日午後3時30分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
light oil 1,3671KL
- (2) Delivery period  
From April 1 st, 2022, to June 30, 2022
- (3) Delivery place
  - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
  - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
  - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
  - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
  - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender  
No later than March 25, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:  
15:30 March 28, 2022
- (6) Contact point for the notice  
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau  
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1  
Tel 095-822-5141

---

## 人事委員会公告

---

### 長崎県職員採用試験（大学卒業程度：行政B・農業B・土木B）の実施（公告）

令和4年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度：行政B・農業B・土木B）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年2月8日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

## 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
行政B	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
農業B 土木B	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務

## 2 給与

令和3年4月1日現在の初任給月額が182,200円で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

## 3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- (1) 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- (2) 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

## 4 第1次試験

## (1) 試験種目

（行政B）

S P I 3（基礎能力検査）（択一式）

（農業B・土木B）

S P I 3（基礎能力検査）（択一式）及び専門試験（五肢択一式）

## (2) 試験の実施日

令和4年4月17日（日）

## (3) 試験地

長崎市、東京都及び大阪府

## (4) 第1次試験合格者発表

令和4年4月25日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

## 5 第2次試験

## (1) 試験種目

（行政B）

プレゼンテーションシート作成、人物試験（グループワーク及び個別面接）、論文試験、適性検査  
ただし、プレゼンテーションシートは人物試験で使用する。

（農業B・土木B）

人物試験（グループワーク及び個別面接）、専門論述試験、適性検査

## (2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験の合格者に別途通知する。

## 6 最終合格発表

令和4年6月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

## 7 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和5年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

## 8 受験手続

## (1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島

支所含む。)・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度（行政B・農業B・土木B）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。ただし、本試験に申込みを行った者は、令和4年6月に実施予定の長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の各試験の全試験職種に申込みができないため注意すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和4年3月1日（火）から3月18日（金）までとし、受付時間は3月18日（金）24時までとする。

9 点字及び拡大文字による試験等

試験職種「行政B」については、点字及び拡大文字による受験ができる。ただし、拡大文字については、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表

(八二四)  
二二  
一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリン  
田クブリン  
宏ト  
弥ト